

カワウの管理を効果的に実施して行くためには、現状を正しく把握する必要があります。カワウの生息状況や被害状況の把握は重要ですが、それ以前に、都道府県として何ができていて、何ができていないのか、それを把握する必要があります。カワウの管理のために何をすべきかは「鶺鴒的フェーズ」による都道府県の状況把握フローチャートにまとめられていますが、1) 県内のカワウのねぐら・コロニーの位置と個体数を把握する、2) カワウによる被害の状況を把握する、3) カワウ対策について、県内の関係者が話し合う場を定期的に設ける、4) 個体群管理や被害対策のための計画を作る、という4つの課題があります。いかにして、カワウの分布や被害が拡大するよりも早く、この4つを整備し、適切な管理を進めていけるかが重要です。

環境省では、全国的なカワウの管理体制の普及状況を把握するため、2015年（平成27年）10月に、上述の鶺鴒的フェーズに沿って、都道府県にアンケートを行いました。なお、アンケート先は、鳥獣行政担当課室宛てに、他の鳥獣の保護・管理事業に関するアンケートとともに送付しました。そのため、水産主務課や水産関係者が所有している情報が回答に反映されていない場合もあると思います。そのため、集計結果は、都道府県の鳥獣行政担当課室としての鶺鴒的フェーズを表していると捉えるのが妥当だと思います。

### ねぐら・コロニーの位置と個体数の把握

「県内のカワウのねぐら・コロニーでの個体数を把握しているか」との設問には、多くの都道府県が調査している、と回答しました（31都道府県）。中でも、広域協議会を設立している関東、中部近畿において実施している都道府県が多い傾向がありました。昨年、広域協議会を設立した中国四国については、今年度から調査を開始した県が多く、アンケートを実施した時点では調査が行われていない県もありました。その他の地域については、カワウのねぐら・コロニーでの本格的な調査が行われているのは、一部の県のみでした。

### カワウによる被害の状況の把握

「日中にカワウが飛来する場所ごとに飛来数を把握しているか」との設問に、調査していると回答したのは20都道府県にとどまり、カワウの生

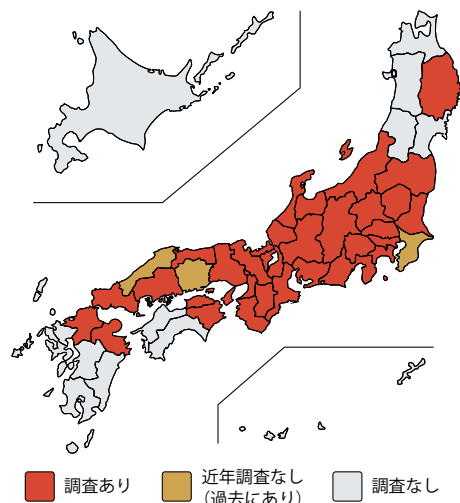


図1. ねぐらの調査状況

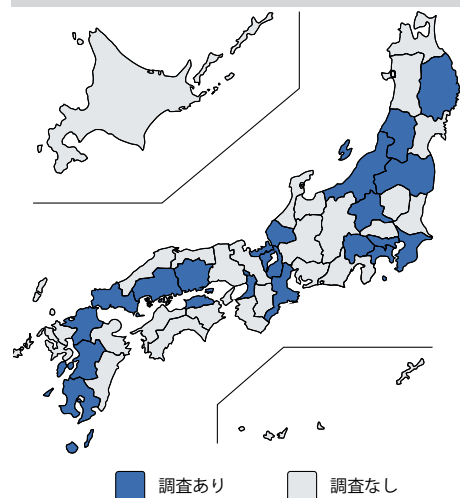


図2. 飛来数調査状況

息状況を調査している都道府県よりも11県少なくなりました。まだ、被害状況の把握は進んでいないのが現状のようです。

### 協議会等情報共有の場の有無

「カワウの対策や管理について漁協や自然保護団体、県内の複数の部署の関係者が話し合う場があるか」との設問には、多くの都道府県が「ある」と回答しました（31都道府県）。協議会や検討会などに限らず、簡単な打合せや漁業者が主催する会なども含めて回答してもらったことも関係していると思いますが、県内で関係者が情報を交換したり、意見を交わせる機会があることは、良いことです。

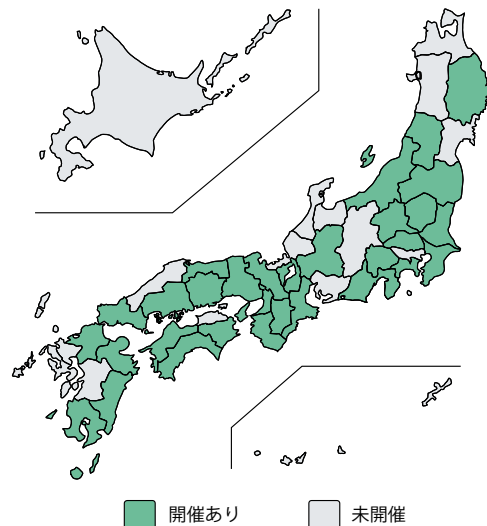


図3. 情報共有の場の開催状況

### 管理計画の策定・作成状況

「カワウの個体群管理と被害対策のための計画があるか」との設問に、「ある」と答えた県は13県のみでした。任意計画や管理指針など、今後実施する対策や管理について関係者が共有できるよう文書化したものも対象としており、このうち、法定計画である第二種特定鳥獣管理計画（制度名称変更前の特定鳥獣保護管理計画を含む）を策定しているのは、福島県、群馬県、滋賀県、山口県の4県のみです。カワウは広域に移動するほか、シカなどで利用される狩猟制限の緩和といった方法では効果的に個体数を調整することができませんし、シカやイノシシなど他の特定鳥獣の管理で手いっぱいなの道府県では、カワウの管理にまでなかなか手がまわらない状況があるものと思われます。

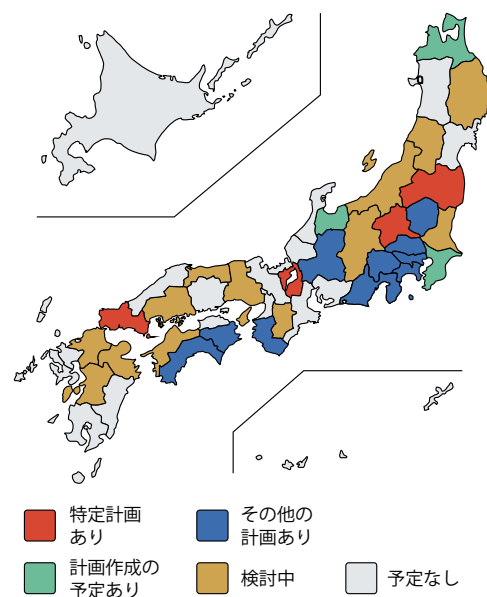


図4. 管理計画の作成状況

### 今後のカワウの管理に向けて

以上のアンケート結果から、カワウの管理に必要な準備のうち、被害状況の把握と管理計画の作成が遅れており、この点を如何に前に進めていくかが今後の課題です。また、カワウの分布が拡大傾向の東北と九州でも、被害の拡大に先んじて対応できている県とそうでない県があるようです。広域に移動するカワウを管理していくためには、隣接県どうしが情報を密に共有し、連携していくことが重要です。